

会議に関する細則

川口市野球連盟規約（以下、「規約」という。）第40条の規定により、「会議に関する細則（以下、「本細則」という。）」を定めるものである。

（趣旨）

第1条 本細則は、規約第6章第18条の規定による会議を開催するにあたって、その目的達成をより確実にするとともに円滑な運営に資するため、詳細を明確にするものである。

（構成）

第2条 各会議の構成は、次のとおりとする。

1. 総会（臨時総会含む）
 - ・本連盟の役員等関係者全て。
2. 理事会
 - ・理事、常務理事。
 - なお、会長、副会長、会計、会計監査も出席できるものとする。
 - また、懇親会を兼ねた場合は、評議員も出席できるものとする。
3. 常務理事会
 - ・常務理事。
 - なお、会長、副会長、会計も出席できるものとする。
4. 代表者会議
 - ・会長、副会長、理事長、副理事長、審判部長、各支部理事長、各支部審判部長、事務局、会計並びにS級代表者。
 - なお、議題に応じ関係者も出席できるものとする。
5. その他
 - 必要に応じ開催する会議は、それぞれ別に細則等を定める。

（招集）

第3条 各会議の招集は、次のとおりとする。

1. 総会（臨時総会含む）は、会長が招集する。
2. 理事会は、理事長が招集する。
3. 常務理事会は、理事長が招集する。
4. 代表者会議は、会長が招集する。

（職）

第4条 各会議の職は、次のとおりとする。

なお、会議に係わる事務は、事務局が担任する。

1. 総会（臨時総会含む）

- ・議長は、会長とする。
- ・進行は、副会長又は、事務局とする。
- ・議事説明者は、理事長及び副理事長並びに事務局とする。
なお、報告事項はこの限りでない。

2. 理事会

- ・議長は、理事長とする。ただし、会長が出席する場合は、この限りでない。
- ・進行は、事務局とする。
- ・議事説明者は、理事長及び副理事長並びに事務局とする。
なお、報告事項はこの限りでない。

3. 常務理事会

- ・議長は、理事長とする。ただし、会長が出席する場合は、この限りでない。
- ・進行は、事務局とする。
- ・議事説明者は、理事長及び副理事長並びに事務局とする。
なお、報告事項はこの限りでない。

4. 代表者会議

- ・議長は、会長とする。
- ・進行は、理事長とする。
- ・議事説明者は、理事長及び副理事長とする。
なお、報告事項はこの限りでない。

5. その他

必要に応じ開催する会議は、それぞれ別に細則等を定める。

(開会)

第5条 出席すべき者の半数以上が出席しなければ開会できない。

(議決)

第6条 出席者の過半数をもって議決とする。
なお、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(附則)

第7条 本細則は、平成18年2月18日に改正する。

第8条 本細則は、平成25年1月27日に改正する。

第9条 本細則は、平成26年1月26日に改正する。

第10条 本細則は、平成30年1月21日に改正する。